

貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

(資産の部)	2019年度 2020年3月末	2020年度 2021年3月末
現金	7,865	7,509
預け金	283,412	333,585
買入金銭債権	261	208
金銭の信託	3,010	2,970
有価証券	173,883	197,660
国債	54,738	77,574
地方債	51,605	52,591
社債	28,610	28,777
株式	3,325	3,698
その他の証券	35,603	35,018
貸出金	391,297	401,676
割引手形	1,288	894
手形貸付	31,693	30,438
証書貸付	349,303	362,013
当座貸越	9,011	8,329
その他資産	4,341	4,694
未決済為替貸	237	254
信金中金出資金	3,154	3,154
前払費用	31	27
未収収益	491	473
その他の資産	426	783
有形固定資産	7,187	7,370
建物	2,678	2,486
土地	3,869	3,879
リース資産	352	680
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	286	323
無形固定資産	123	146
ソフトウェア	99	123
その他の無形固定資産	24	23
前払年金費用	394	473
繰延税金資産	237	—
債務保証見返	476	417
貸倒引当金	△ 2,783	△ 1,539
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,396)	(△ 1,123)
資産の部合計	869,710	955,174

(負債の部)	2019年度 2020年3月末	2020年度 2021年3月末
預金積金	796,124	853,195
当座預金	15,239	21,491
普通預金	318,049	380,240
貯蓄預金	2,581	2,761
通知預金	630	825
定期預金	408,736	403,511
定期積金	45,015	38,337
その他の預金	5,872	6,027
借入金	38,257	58,903
その他負債	1,577	2,220
未決済為替借	321	317
未払費用	328	262
給付補填備金	35	25
未払法人税等	215	—
前受収益	62	75
払戻未済金	10	19
払戻未済持分	—	1
リース債務	352	680
資産除去債務	68	49
その他の負債	184	788
賞与引当金	147	151
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	169	159
偶発損失引当金	261	235
睡眠預金払戻損失引当金	60	55
繰延税金負債	—	820
再評価に係る繰延税金負債	256	254
債務保証	476	417
負債の部合計	837,331	916,414
(純資産の部)		
出資金	1,514	1,494
普通出資金	1,514	1,494
利益剰余金	33,040	33,826
利益準備金	1,524	1,514
その他利益剰余金	31,515	32,312
特別積立金	30,376	30,926
当期末処分剰余金	1,139	1,386
処分未済持分	△ 21	△ 25
会員勘定合計	34,532	35,295
その他有価証券評価差額金	△ 2,499	3,121
土地再評価差額金	345	341
評価・換算差額等合計	△ 2,154	3,463
純資産の部合計	32,378	38,759
負債および純資産の部合計	869,710	955,174

単体貸借対照表の注記

(記載上の注意)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社および関連法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 10年~50年
その他 2年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、当金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」といいます。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」といいます。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」といいます。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しています。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,522百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。
なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(2020年3月31日現在)
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2020年3月現在) 0.5833%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円および別途積立金46,682百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金97百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
- 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,539百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しています。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	

- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 764百万円
- 子会社等の株式または出資金の総額 9百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 1,250百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,639百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 122百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェアの一部および事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は494百万円、延滞債権額は9,536百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は452百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は10,483百万円です。
なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、894百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 68,068百万円 |
| 預け金 | 6,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 5,600百万円 |
| 借入金 | 58,900百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れています。また、その他の資産には、保証金は164百万円が含まれています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算出し、路線価の定められていない地域においては同施行令第2条第2号に定める基準地価に基づき算出しています。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 68,068百万円 |
| 預け金 | 6,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 5,600百万円 |
| 借入金 | 58,900百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れています。また、その他の資産には、保証金は164百万円が含まれています。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算出し、路線価の定められていない地域においては同施行令第2条第2号に定める基準地価に基づき算出しています。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|--------------|------------|
| 出資1口当たりの純資産額 | 1,122百万円 |
| | 13,191円45銭 |

- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしています。

- 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業店・融資部で行うとともに定期的にリスク管理委員会を開催し、理事会等で報告・審議を行っています。

さらに、与信管理の状況については、融資部および総合監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMIに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMIに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会等に報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、資金運用規程および資金運用基準に従い行われています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定等で、価格変動リスクの軽減を図っています。

資金証券部で保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものは、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会および理事会等に定期的に報告されています。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」および「借入金」です。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト（指標金利の上昇といひ、日本円金利1.00%上昇）が生じた場合の経済価値は、19,157百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、通貨ごとに規定された金利ショック幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

32. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めていません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	333,585	333,502	△ 82
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
其他有価証券	196,679	196,679	—
(3) 貸出金	401,676		
貸倒引当金（*1）	△ 1,161		
	400,515	399,536	△ 979
金融資産計	930,780	929,719	△ 1,061
(1) 預金積金	853,195	853,222	26
(2) 借入金	58,903	58,832	△ 70
金融負債計	912,098	912,055	△ 43

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

なお、一部の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価額によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については33. から34. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。

なお、一部の貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	9
非上場株式（*1）	529
組合出資金（*2）	442
合 計	980

（*1）子会社・子法人等株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	232,974	40,231	60,379	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	6,542	13,187	6,400	31,801	18,636	82,375
貸出金（*1）	192,902	27,298	27,368	22,937	34,026	97,143
合 計	432,419	80,717	94,148	54,739	52,662	179,519

（*1）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは「1年以内」に含めています。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金 (*1)	806,556	27,400	13,651	4,285	1,301	—
借入金	51,104	4,178	3,232	387	—	—
合計	857,661	31,578	16,884	4,672	1,301	—

(*1) 預金積金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めています。

33. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれています。以下、34. まで同様です。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合計		—	—	—

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,431	1,047	383
	債 券	117,638	115,965	1,673
	国 債	47,506	46,989	516
	地方債	48,204	47,240	963
	社 債	21,927	21,735	192
	そ の 他	26,264	23,566	2,698
	小 計	145,334	140,579	4,755
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,728	1,806	△ 77
	債 券	41,305	41,387	△ 81
	国 債	30,068	30,125	△ 56
	地方債	4,386	4,400	△ 13
	社 債	6,850	6,861	△ 11
	そ の 他	8,311	8,606	△ 295
	小 計	51,345	51,800	△ 455
合計		196,679	192,380	4,299

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	14,025	476	482
合計	14,025	476	482

35. 運用目的の金銭の信託

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	2,970	—

36. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,707百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,319百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

37. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注1)	177百万円
貸倒引当金	1,317百万円
過年度減価償却限度超過額	66百万円
賞与引当金限度超過額	41百万円
その他	263百万円
繰延税金資産小計	1,867百万円
評価性引当額	△ 1,379百万円
繰延税金資産合計	487百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,178百万円
前払年金費用	129百万円
繰延税金負債合計	1,307百万円
繰延税金負債の純額	820百万円

(注1) 税務上の繰越欠損およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度 (2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	—	—	—	177	177
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	177	177 (*2)

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(*2) 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により回収可能と判断しています。

38. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後一定期間継続すると想定しています。

この期間では、一部業種に影響が生じるものの、政府等の経済対策や金融機関の支援により、貸出金等の信用リスクへの影響は多額とはならないとの仮定に基づき貸倒引当金を算出しています。

2020年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2021年6月22日

豊川信用金庫
理事長 真田光彦